

# セミセルフPOSレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務 仕様書

## 1 業務概要

### (1) 業務名

セミセルフPOSレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務(以下「本業務」という。)

### (2) 業務の目的

本業務は、土庄町電動レンタサイクル運営業務において、多言語対応のセミセルフPOSレジ及びキャッシュレス決済端末(以下「機器」という。)を導入することにより、多様な言語・支払方法の提供による利用者の利便性向上並びに業務の効率化を目的とする。

### (3) 業務内容

#### ① 製品の調達

機器の調達、初期設定および設置

#### ② 入金

キャッシュレス決済端末による収入金の入金業務

※機器の調達事業者とキャッシュレス決済事業者が異なる場合は、決済代行業者の紹介等の支援を行うこと。

#### ③ その他

機器の操作研修および運用保守サポート

### (4) 業務期間

#### ① 導入時作業：契約締結日から令和8年3月31日まで(初期設定および操作研修含む)

※ただし、設置スケジュールについては、町と受託者で協議の上決定する。

#### ② 上記機器の運用保守、指定納付受託業務：利用開始日(令和8年2月を予定)から令和8年3月31日まで

※以降は別途契約による

### (5) 設置場所および台数

住所：〒761-4661 香川県小豆郡土庄町豊島家浦3841-21

台数：1式(卓上型)

導入機器：セミセルフPOSレジ(以下「POSレジ」という。)、キャッシュレス決済端末、自動釣銭機、レシートプリンタ、レシート用ロール紙(20巻)

(6) インターネット環境は、原則として町側が準備する通信回線を使用すること。

(7) 導入に関する費用負担について

① 町が負担する費用

- ・通信回線契約及び月額使用料に関する費用
- ・LAN配線整備に関する費用

② 本業務の受託者が負担する費用

- ・機器の設置に要する費用
- ・マニュアルの提供、操作研修に要する費用
- ・その他の事業開始に必要な機器の設定等費用

## 2 納入機器基本仕様

調達する機器は、新品で買い取りであること。（中古品およびリリース品は不可。）

(1) POSレジの機能および機器構成など

ア キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。

イ POSレジとキャッシュレス決済端末が連動可能又は一体化しており、POSレジとキャッシュレス決済端末とで金額の二度打ちが発生しないこと。

ウ カラー液晶ディスプレイタッチ式搭載であること。タブレット型である場合は、ディスプレイサイズは11インチ以上であること。

エ ディ스플레이は職員側及び利用者側双方に項目の表示ができ、カスタマイズが可能であること。

オ インボイス（適格請求書）制度に対応すること。

カ ランプやブザーで釣銭取り忘れの防止機能があること。（自動釣銭機連携時）

キ 両替操作が可能であること。

ク 品目等の名称、単価の登録および変更が可能であること。

ケ 品目・部門および支払い種別の自動集計機能を有すること。

コ 収納日、品目、支払い種別の金額及び件数が月別・日別等で集計可能であり、集計データはCSVまたはExcelまたはテキストデータの形式で外部出力できること。

サ POSレジ上で当日の各処理件数を表示できること。

シ 不正アクセス対策、ウイルス対策など十分なセキュリティ対策を実施すること。

ス 誤って精算した場合、精算取消が可能であること。

セ バーコード・QRコードの読込が可能であるバーコードリーダー（スキャナ）を調達すること。なお、キャッシュレス決済端末にてバーコードを読み込む機能がある場合も可とする。

ソ レシートが発行可能であること。またはレシートプリンタ代替機能を備えていること。

- タ 釣銭機内の現金残高をディスプレイ表示及びレシート出力が可能であること。
- チ 取引以外に金種指定、又は金額指定で入金や出金が可能であること。
- ツ 取引以外に入金や出金について、操作ログ等を電子データ化し記録・保存が可能なこと。
- テ 入金時の不良硬貨及び紙幣のリジェクト機能を有すること。
- ト 釣銭機内現金は、全回収のほか、任意に設定した金額の残置設定が可能であること。（自動釣銭機連携時）
- ナ トラブル発生時には、トラブル発生箇所が特定可能なガイダンス表示が可能であること。
- ニ 通信障害等のオフライン時であっても、レジ機能が使え、現金等での納入が継続できること。
- ヌ 利用者側の画面において支払い時に英語・中国語を含む多言語の選択が可能であること。

## (2) 自動釣銭機に関する要件

- ア 現在発行されている日本円の紙幣及び貨幣の取扱いができ、今後の紙幣及び貨幣の改廃に対応できるものであること。
- イ 入金情報について、POSレジと連動し、支払額、投入金額、釣銭が表示されること。
- ウ 釣銭機内の現金残高を自動集計できる機能を有し、POSレジと現金残高情報を共有できること。
- エ 収納枚数が上限を超える前及び各種釣銭がなくなる前に警告メッセージが表示されること。
- オ 釣銭機操作のログ管理機能を有すること。
- カ POSレジと共に修理が必要な場合、作業員を派遣するなど迅速な対応（原則24時間以内）が可能であること。

## (3) キャッシュレス決済端末に関する要件

- ア クレジットカード決済及び電子マネー決済が可能であること。
- イ キャッシュレス決済した旨が記載されているレシートが発行可能であること。
- ウ クレジットカード等の信用情報照会は、即時与信が可能であること。
- エ カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- オ 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。
- カ クレジットカード情報及び取引情報を保護するために、国際的なクレジット産業向けのデータセキュリティ基準（PCIDS）の現行の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。
- キ キャッシュレス決済データは、その日のうちに当日分のデータを集計し、確認ができること。
- ク 決済誤り等発生時に返金・取消処理等が容易に行えること。

ケ クレジットカードの取り忘れ防止機能を有すること。

コ クレジットカード等の支払い方法については、一括払いのみ可能とすること。

#### (4) 運用・保守

操作方法、運用上におけるトラブルなど、原則定休日を含む 365 日間、電話サポート（遠隔サポート含む）の対応が可能であること。

ソフトウェアのバージョンアップは保守により行い、無償対応とすること。

#### (5) その他有益な独自提案

本業務の趣旨を踏まえ、効果的な独自提案がある場合は、積極的に提案すること。また、専門的な立場から他の自治体事例や今後の技術革新を見据えての提案も同様とする。

### 3 キャッシュレス決済

- (1) キャッシュレス決済は、次の決済サービスおよび各ブランドを必須とし、その他の決済サービスおよびブランドについては提案によるものとする。なお、キャッシュレス決済の種別については、適宜見直すことができるものとし、委託者と協議の上、決定するものとする。

クレジットカード VISA、JCB、Mastercard、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、銀聯

電子マネー決済 交通系 IC 9 種類（ICOCA、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、SUGOCA、nimoca、はやかけん）

- (2) 利用者に対してキャッシュレス決済での支払いが可能であることを案内するため、取扱う決済ブランド等のロゴマークの掲示物を設置場所に無償で提供すること

- (3) 各決済ブランドの利用については、必要な登録手続きを代行すること。

### 4 入金

- (1) キャッシュレス決済事業の契約については、土庄町電動レンタサイクル運営業務受託者（令和7年度NPO法人豊島観光協会）と契約を結ぶものとする。

## (2) 業務内容

- ① キャッシュレス決済による収入金（以下「収入金」という。）については、各月末日を締め日とし、翌月末日（土日祝日の場合は前日）までに、土庄町電動レンタサイクル運営業務受託者（令和7年度NPO法人豊島観光協会）が指定する口座に決済サービスの支払い方法を問わず包括して入金すること。
- ② 収入金を入金する際の振込手数料はキャッシュレス決済事業者の負担とすること。
- ③ 各月ごとの収入金の内訳明細および決済手数料等の明細を入金予定日の5営業日前までに土庄町電動レンタサイクル運営業務受託者（令和7年度NPO法人豊島観光協会）に通知もしくは他の方法で確認できるようにすること。
- ④ 決済手数料等の額に1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てること。
- ⑤ 決済手数料等の支払いは、月ごとの収入金の総額から決済手数料等を相殺することなく、別途請求書により土庄町電動レンタサイクル運営業務受託者（令和7年度NPO法人豊島観光協会）からキャッシュレス決済事業者に支払うものとする。

## 5 管理者へのサポート等

### (1) 操作マニュアルの作成

- ① システムの操作方法について、マニュアルを作成すること。
- ② イラストや写真等を用いてわかりやすく作成すること。
- ③ 業務に不慣れな職員でも理解できるように、平易な用語を用いること。
- ④ 職員向けとして機器の操作解説、管理者用として機器からデータを抽出するなどの運用をするために必要な機能の解説、機器の故障など緊急時の対応を記載すること。

### (2) 研修の実施

システム運用開始日前の適切な時期に、管理者に対する操作研修(オンライン可)を実施すること。

### (3) サポート

システム利用に関して生じる疑問等に関しては、電話、電子メール、その他のオンラインツールによる技術サポートを実施し、相談に応じること。

## 6 納品・検収

### (1) 納品物

- ① 調達機器一式
- ② マニュアル

紙媒体2部及び電子データで納品すること。

### (2) 検収

- ① 完了報告

受託者は、業務完了後、速やかに業務完了報告を行うこと。

- ② 検査の実施

町は納入日から10営業日以内に納品物の検査を行う。

- ③ 不備の解消及び再検査

前項の検査の結果、不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、町は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

## 7 特記事項

### (1) 契約不適合責任

業務終了後1年間、契約内容に適合しない事項が判明した場合は、受託者が無償で改修すること。

### (2) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は町と協議を行うこと。